

地図作成事業について（お知らせ）

1 地図を作成する理由

法務局には、土地や建物の相続又は売買等の登記をする登記記録のほか、地図が備え付けられています。この地図は、土地の位置や境界の確認又は分筆や合筆等をする場合の基礎となるものです。

ところが、現在、法務局に備え付けられている那覇市辻一丁目、二丁目及び三丁目の地図は、各土地を正確に復元できるほどの精度を有しておりません。

そこで、法務局では、各土地ごとに国家基準点を基に正確な測量を行い、境界標が亡失するなど何らかの事情で境界が分からなくなった場合でも、この地図に基づいて各土地を復元することができる精度の高い地図を作成することとしました。

2 作業期間（各作業の詳細は裏面「地図作成事業の流れ」をご参照ください。）

令和6年10月1日から令和8年3月31日までの間

3 測量費用

測量費用は法務局が負担いたします。

※立会いの際に発生した交通費は個人負担となります。

4 地図作成後の登記

①調査・測量の結果、地目や面積に変更や誤りがあった土地については、法務局が職権による変更又は更正の登記をします。

②地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられ、厳格な維持管理がされます。

5 皆様へのお願い

①事前に土地の境界の位置を確かめておいてください。

②境界杭や標識などは、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

③土地の所有者には、境界の確認の立会いをお願いします。立会っていただく日時は、事前にお知らせします。

※立会いの際は、運転免許証等の身分証明書をご持参ください。

④測量などのために、皆様方の所有地に立ち入ることがありますのでご了承ください。

地図作成事業に当たり、隣接地との境界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」とされ、地図に境界線が記入されません。作業終了後に境界を確認されたとしても、職権による登記はいたしかねますので、ご了承ください。

【計画機関】 那覇地方法務局

【作業機関】 公益社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会